

4生私振第718号
令和4年7月4日

各学校法人理事長 殿

東京都生活文化スポーツ局私学部私学振興課長
加藤 厚 士

令和4年度教育支援体制整備事業費交付金（幼稚園の教育体制支援事業）に係る交付申請書（8月以降分）の提出について

現在実施されている国の「教育支援体制整備事業費交付金（幼稚園の教育体制支援事業）」における補助について、補助期間は本年9月までとされていましたが、本年12月まで延長されました。

このことについて、文部科学省から提出依頼がありましたので、該当がある場合は下記により提出してください。

該当がない場合は、交付申請書の提出は不要です。

記

1 募集対象

今回募集する事業は、8月以降新たに事業に取り組む私立幼稚園を対象に募集するものです。ついては、対象となる園は、今回の様式を用いて申請するようにしてください。

※令和4年度に交付決定を受けている幼稚園（2月から7月までに事業を開始している幼稚園）は、別途ご案内している内容変更承認申請の手続きを行ってください。今回の様式を用いて申請することはできません。

2 対象学種

学校法人が設置する幼稚園（子ども・子育て支援新制度の施設型給付費を受けるものを除く）

3 対象期間

令和4年8月から12月まで

※令和4年12月までは、文部科学省事業として実施されます。

4 提出書類

(1) 【令和4年度】 交付申請書（交付要綱様式1）

(2) 【様式】 処遇改善

①総括表

②交付申請額（上限額）の算定方法について

③幼稚園の教育体制支援事業「賃金改善に係る計画書」（令和4年度）

④幼稚園の教育体制支援事業「チェックリスト」（令和4年度）【申請】

(3) 口座振込依頼書

<作成にあたっての留意事項>

i) 交付申請書等のデータは、7月5日（火曜日）19時以降、以下のURLにある「教育支援体制整備事業費交付金（幼稚園の教育体制支援事業）」からダウンロードできます。

<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/youshiki.html>

ii) 上記（1）の書類は、PDF ファイルとし、法人単位で、作成してください。なお、複数の幼稚園を設置する学校法人は、交付申請額の下に幼稚園ごとの金額を内訳として記載してください。

上記（2）の書類は、Excel ファイルとし、園単位で作成してください。なお、①～④は同一の Excel ファイルで相互に関連付けているため、ファイル内の各シートは削除しないでください。

iii) 上記（1）及び（2）の書類は、押印不要です。（3）の書類は押印が必要です。

iv) 上記（3）の書類は法人単位で、作成してください。また、振込口座が学校法人と異なる場合には、補助金受領権限についての委任状を添付してください。年月日は記載しないでください。

5 提出方法

(1) 4（1）及び（2）の書類について

下記メールアドレス宛てに御提出をお願いいたします。その際、件名は処遇改善の開始月によって、以下のとおりとしてください。

<例、令和4年8月開始の場合>

「【8月開始】幼稚園の教育体制支援事業交付申請書等（学校法人番号5桁）」

<提出先メールアドレス> S1121501@section.metro.tokyo.jp
--

(2) 4（3）の書類について

下記住所宛に郵送により御提出をお願いいたします。封筒に「令和4年度幼稚園の教育体制支援事業 口座振込依頼書 在中」と朱記してください。

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都庁第一本庁舎18階北側
東京都生活文化スポーツ局私学部私学振興課 助成担当

6 提出期限

- ・令和4年8月から本事業を活用する幼稚園
令和4年7月13日（水曜日）17時 必着
- ・令和4年9月から本事業を活用する幼稚園
令和4年8月12日（金曜日）17時 必着
- ・令和4年10月から本事業を活用する幼稚園
令和4年9月9日（金曜日）17時 必着
- ・令和4年11月から本事業を活用する幼稚園
令和4年10月7日（金曜日）17時 必着
- ・令和4年12月から本事業を活用する幼稚園
令和4年11月11日（金曜日）17時 必着

※期限前でも随時受け付けます。書類が整い次第提出してください。

7 その他

- (1) 交付要綱、実施要領及びFAQにお目通しいただき、補助要件等を十分に御確認ください。
- (2) 各種記載例等を掲載しておりますので、御活用ください。
- (3) 4(1)及び(2)の書類は、文部科学省からデータでの提出を依頼されております。そのため、**データ以外では受付することができませんのでご了承ください。**
- (4) 令和5年1月から令和5年3月までは、東京都による事業として実施予定です。都事業の詳細や募集は追ってご連絡いたします。
- (5) 令和5年度の取扱いについては、国において現在検討中です。

8 問い合わせ先

- (1) 教育支援体制整備事業費交付金（幼稚園の教育体制支援事業）に係る制度等について
文部科学省高等教育局私学部私学助成課助成第四係
電話（代表）：03-5253-4111（内線 2547）
E-mail：you-kaizen@mext.go.jp
※ 申請を予定している学校法人からの問い合わせを文部科学省が直接受付していません。
- (2) 本通知に係る内容及び申請書等の受理について
東京都生活文化スポーツ局私学部私学振興課（助成担当）

E-mail : S1121501@section.metro.tokyo.jp

※ テレワークを実施しておりますので、メールでのお問い合わせにご協力をお願いします。